

# 大分県立武道スポーツセンター 使用料金表

## ◆専用使用及び部分使用

◇全館（多目的競技場、武道場、トレーニングルーム及び諸室等を含む）

使用区分		単位	使用料金
スポーツに使用する場合	児童生徒等	8時間	44,500円
	一般	8時間	89,000円
	児童生徒等	12時間	66,000円
	一般	12時間	132,000円
その他に使用する場合	児童生徒等	8時間	87,000円
	一般	8時間	174,000円
	児童生徒等	12時間	129,500円
	一般	12時間	259,000円

◇多目的競技場

使用区分		単位	使用料金
専用使用	スポーツに使用する場合	児童生徒等	1時間 1,820円
		一般	1時間 3,650円
	その他に使用する場合	児童生徒等	1時間 5,450円
		一般	1時間 10,900円
部分使用	フロアの1/2を使用する場合	児童生徒等	1時間 920円
		一般	1時間 1,850円
	フロアの1/4を使用する場合	児童生徒等	1時間 470円
		一般	1時間 950円

◇武道場（道場1・道場2・道場3のうち、1道場分の使用料金）

使用区分		単位	使用料金
専用使用	スポーツに使用する場合	児童生徒等	1時間 430円
		一般	1時間 870円
	その他に使用する場合	児童生徒等	1時間 1,300円
		一般	1時間 2,600円
使部用分	1/2を使用する場合	児童生徒等	1時間 220円
		一般	1時間 450円

## ◆個人使用

◇トレーニングルーム

使用区分		単位	使用料金
普通券による使用	中高生	1人1回	170円
	一般	1人1回	350円
回数券による使用	中高生	1人11回	1,750円
	一般	1人11回	3,500円

◇多目的競技場

使用区分		単位	使用料金
卓球	照明設備を使用する場合	児童生徒	1台1時間 100円
		一般	1台1時間 210円
	照明設備を使用しない場合	児童生徒	1台1時間 80円
		一般	1台1時間 170円
バドミントン	照明設備を使用する場合	児童生徒	1面1時間 200円
		一般	1面1時間 400円
	照明設備を使用しない場合	児童生徒	1面1時間 160円
		一般	1面1時間 330円

◇武道場

使用区分		単位	使用料金
照明設備を使用する場合	児童生徒	1人2時間	110円
	一般	1人2時間	230円
照明設備を使用しない場合	児童生徒	1人2時間	50円
	一般	1人2時間	110円

## ◆附属設備使用料

使用区分		単位	使用料金
放送設備		1式1回	2,000円
電源装置		1Kw1時間	20円
多目的競技場 照明設備	全部点灯	1時間	1,150円
	1/2点灯	1時間	600円
	1/4点灯	1時間	300円
武道場 照明設備	天井照明	全部点灯	1時間 130円
		1/2点灯	1時間 70円
	投光器	全部点灯	1時間 30円
		1/2点灯	1時間 20円
多目的競技場 冷房設備	競技フロア	全部使用	1時間 7,600円
		1/2使用	1時間 3,800円
		1/4使用	1時間 1,900円
	観客フロア	全部使用	1時間 5,700円
		1/2使用	1時間 2,850円
		1/4使用	1時間 1,425円
多目的競技場 暖房設備	競技フロア	全部使用	1時間 8,200円
		1/2使用	1時間 4,100円
		1/4使用	1時間 2,050円
	観客フロア	全部使用	1時間 4,800円
		1/2使用	1時間 2,400円
		1/4使用	1時間 1,200円
武道場 冷房設備		1時間	1,400円
武道場 暖房設備		1時間	900円
長机		1脚1回	60円
折り畳み椅子		1脚1回	30円

## ◆諸室使用料

使用区分	単位	使用料金
貴賓室	1時間	1,400円
放送室	1時間	350円
会議室1	1時間	410円
会議室2	1時間	130円
会議室3	1時間	130円
選手用更衣室1	1日	1,750円
選手用更衣室2	1日	1,750円
師範室1	1時間	130円
師範室2	1時間	130円
師範室3	1時間	130円

〔備考〕

- 1 体育用具の使用料を含む。
- 2 武道場のそれぞれの区分の使用料は、道場1・道場2・道場3の3道場のうち、1道場分の使用料。
- 3 『その他に使用する場合』で土曜日、日曜日又は祝日に使用するとき、それぞれ使用料の額の2割増しとする。
- 4 入場料（前売券面額をいい、前売券のない場合は、行事の当日に入場者から領収する金額）又は会費を徴収して使用する場合は、催物一回につき一般一人当たりの税込入場料又は会費の額の最高額を100倍（観客をフロアに収容するときは、150倍）した額を加算する。
- 5 『児童生徒等』とは、高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）及び知事が別に定める障害者が専ら利用する場合。
- 6 『中学生』とは、高等学校の生徒、中学校の生徒及びこれらに準ずる者。
- 7 『児童生徒』とは、高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）。
- 8 『個人使用』において、障害者が利用する場合の使用料は、徴収しない。
- 9 トレーニングルームの使用時間は、1回2時間とする。